

# 学生参加型教育における学生参加の意義

榊 達雄

さかき・たつお  
名古屋大学大学院教育発達科学研究科

学生参加が大きく問題になったのは、一九七〇年前後のいわゆる大学紛争においてであった。そして確認されたことは、学生は「教育を受ける権利」の主体であり、その権利保障を要求する権利を持ち、大学はこの教育要求に応える義務があること、したがってこの文脈から学生の大学の管理運営への参加には、合理性があるということであった。また、多くの大学において、大学の自治は教授会の自治にとどまるものではなく、職員、院生、学生も大学の構成員として固有の権利をもって大学の自治を形成すること、要するに全構成員自治でなければならないことが確認された。そして多くの大学において、実現したことは、学長・学部長等の選挙への職員・院生・学生の参加であった。具体的には、学長等の選挙において職員・院生・学生がそれぞれ拒否権投票や意向投票をすることによって、同選挙に参加することが行われた。しかし一九七〇年代以降、学生等の参加は教育公務員特例法上疑義がある、という文部省の指摘が、こと

あるごとに行われ、各大学において選挙規程（内規）上から削除されていた。実際においては学生等の参加は、「申し合わせ」などに回され、意向投票等は実施されるが、投票率は次第に低くなり、学生等の参加の申し合わせすらなくなった大学もある。このような状況のなかで、学生参加が学長等の選挙から、大学の教育課程その他の領域に拡大されることはなかった。

「大学改革」の流れにおいて、例えば学長選挙では、前述の学生参加どころではなくなる。国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議は、その最終報告において、従来のような教員による学長選挙すら変更し、学長選考委員会（仮称）が候補者を絞り、必要に応じて意向聴取手続きを行い、しかも意向聴取対象者の範囲を限定するのである。

しかし理論的には、学生参加を重要であることに変わりはなく、個々の実践においても様々な試みがなされてきている。例えば特別非常勤講師について、学生の希望を聞く方法を

採用している大学・学部等があり、本誌でとりあげている学生参加型の授業づくりの実践、後述のように大学の自己評価の一環として、学生の授業アンケートを行っている大学がある。国際的にも、大学における学生の位置づけ、学生参加の理論が深められた。一九九八年十月九日ユネスコ高等教育世界会議において、「二十一世紀に向けての高等教育世界宣言―展望と行動―」が採択されている。同宣言は、まず前文で、高等教育制度は「学生たちが来るべき世紀のグローバルな知識社会へ自らを完全に組み入れられるようにするために、彼らをその関心事の中心に位置づけなければならない」ことを強調している。第一〇条(c)は、「国および教育機関の意思決定者は、学生および彼らの必要をその関心の中心に置かねばならず、かつ彼らと高等教育の革新における主たる共同者および責任ある当事者とみなさなければならない。これには、教育の水準に影響する諸問題から、教育方法と教育課程の評価と革新、そして有効な制度的枠組内での政策の作成と機関の運営等の諸問題における学生の参加がふくまなければならない」としている。学生参加は、教育方法・教育課程、政策作成、大学運営にまで及ばなければならないのである。また、第二条(e)が、高等教育機関およびその教職員と学生は、「社会に対する十全な責務と説明責任を負いながら、一連の権利および義務として考えられる完全な学問の自治と自由とを享受しなければならない」としてい

ることも、重要である。

他方、大学設置基準の大綱化・規制緩和が進む中で、各大学で自己点検・自己評価が行われるようになり、その一環として学生による授業評価のアンケートが行われる大学も増加している。しかし多くの場合問題であるのは、学生が評価者(ときに第三者)の立場に立った一方的評価に終わっており、学生参加型になっていないことである。愛知県内のある私立大学で、授業時間に遅れてくる、という項目に、何人かの学生によって〇印を付けられた教員が、次の期間中時間前に講義室前に行き、始業時間と同時に講義室に入るようにしたにもかかわらず、やはり同じ項目に〇印を付けた学生がいたという。要するにその学生は、同教員の講義に全部出席せずに、無責任な回答をしていたわけである。また、アンケート結果を素材にし、授業づくりに向けて学生・教員双方から要求を出し合って議論をするならば、学生参加型授業評価になる可能性があるといえよう。

学生参加型授業評価は、学生参加型教育においてこそふさわしいかもしれない。学生参加型教育の拡大は、学生の自治活動を活発化させること、さらにはユネスコの高等教育世界宣言という学生参加につながりうるものが期待される。